

(別紙様式2)

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 大分県
 農業委員会名： 佐伯市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,410	520	-	-	-	1,930
経営耕地面積	888	230	116	108	6	1,118
遊休農地面積	121	128	-	-	-	249
農地台帳面積	1,705	1,961	-	-	-	3,666

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,357
自給的農家数	1,218
販売農家数	1,139
主業農家数	180
準主業農家数	140
副業的農家数	819

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,684
女性	824
40代以下	30

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	130
基本構想水準到達者	1
認定新規就農者	16
農業参入法人	4
集落営農経営	9
特定農業団体	0
集落営農組織	9

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 2 9 年 7 月 1 9 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	30	30	1	1	1	4	7	37
認定農業者	-	4	0	1	1	1	3	7
女性	-	0	0	0	0	2	2	2
40代以下	-	0	0	0	0	0	0	0

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	17	17
認定農業者	-	10
認定農業者に準ずる者	-	0
女性	-	3
40代以下	-	2
中立委員	-	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	27	27	27

※現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,980 ha	437.5 ha	22.10%
課 題	集積が可能な担い手を確保することが難しい。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
465.5 ha	450.4 ha	16.49 ha	96.76%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定の新規掘り起こしの推進(通年) ・集落営農の組織化、法人化支援活動(随時) ・担い手の組織化、活動支援(随時)
活動実績	利用権新規設定(新規及び更新)の推進活動の実施

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	昨年度の実績をもとに目標を設定したが及ばなかった。
活動に対する評価	利用権設定の新規掘り起こしが目標どおり進まなかった。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	4 経営体	2 経営体	2 経営体
	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	5.98 ha	1.0 ha	0.71 ha
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者、担い手不足 ・後継者、担い手を育成する環境が整っていない ・初期投資費用が負担となっている 		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成29年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2 経営体	0 経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1.0 ha	0 ha	0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	関係部署と連携し、新規就農を考えている相談者の相談に随時対応する。
活動実績	関係部署と連携し、新規参入を考えている相談者の相談に随時対応した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	実績には至らなかった。
活動に対する評価	関係部署と連携し、相談者の相談に随時対応したことで平成30年度に新規参入予定となった。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成28年12月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,353 ha	373 ha	15.85%
課 題	小規模で点在している遊休農地が多く、所有者の高齢化、後継者の不在により、担い手への集積が難しい。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
10 ha	124 ha	1240%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		64人	8月～9月	9月～11月
調査方法		農業委員及び地区担当の農地利用最適化推進委員、協力員により、現地調査を行う。			
農地の利用意向調査	調査実施時期: 11月～1月				
その他の活動	遊休農地解消を目的として、交通量の多い交差点付近にある遊休農地に季節の花の植え付けを行う。				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		50人	8月～9月	9月～11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月～1月	調査結果取りまとめ時期 12月～3月	
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	1,036筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆
		調査面積:	63.4ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha
その他の活動	遊休農地解消を目的として、交通量の多い交差点付近にある遊休農地に季節の花の植え付けを行った。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を達成することができた。
活動に対する評価	農地の利用意向調査で回答がなかった人へ戸別訪問を行い意向確認を行った。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,980 ha	0.6 ha
課 題	広範囲に農地が点在しているため、常に全農地の状況を把握することが困難。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.6 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市報で違反転用防止の周知を図る ・農地パトロールや農地利用状況調査時に違反転用を把握し、所有者へ指導を行う。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に市報で違反転用防止の周知を図った。 ・8月から9月上旬の農地利用状況調査や農地パトロール等で発見した違反転用者に対し指導を行った。
活動に対する評価	農地パトロール時に、違反転用を発見した場合の所有者への指導を強化する必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 62件、うち許可 62件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	譲受人の住所地担当農地利用最適化推進委員が、申請者との面談、申請農地調査等申請内容の確認を行う。職員による事前調査等も行う。			
	是正措置	現行どおり担当農地利用最適化推進委員及び職員による確認を実施			
総会等での審議	実施状況	審査基準の項目ごとに申請内容が適合するか否かを判断する。担当農地利用最適化推進委員に意見書の提出を求めている。事務局職員がスライド等を使って説明し、審議を行っている。			
	是正措置	現行どおり審査基準に基づき審議を実施			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	62件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
審議結果等の公表	実施状況	議事録により公表している。(市のホームページに掲載、事務局での縦覧)			
	是正措置	なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	15日
	是正措置	なし			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 122件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請農地所在地担当農地利用最適化推進委員が、申請農地調査等、申請内容の確認を行う。また、職員による申請農地確認を行っている。			
	是正措置	現行どおり担当農地利用最適化推進委員及び職員による確認を実施			
総会等での審議	実施状況	審査基準の項目ごとに申請内容が適合するか否かを判断、事務局職員がスライド等を使って説明し、審議を行っている。			
	是正措置	現行どおり審査基準に基づき審議を実施			
審議結果等の公表	実施状況	議事録により公表している。(市のホームページに掲載、事務局での縦覧)			
	是正措置	なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	なし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		11 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		2 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針	提出されていない法人に対しては、報告書の作成について改めて指導していく。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 104 件 公表時期 平成29年 5月 情報の提供方法: 農業委員会窓口に掲示
	是正措置	なし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,079 件 取りまとめ時期 平成30年 3月 情報の提供方法: 特になし(県へ報告)
	是正措置	なし
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,666 ha データ更新: 権利移動・転用等の許可情報については、許可後速やかに農地基本台帳の更新処理を行う。非農地情報、時効取得、公共転用及び届け出による許可不要案件等については届出・通知等確認後速やかに、利用権設定及び解約については、公告及び解約通知確認後速やかに更新処理を行った。 公表: インターネットによる公表(個人情報を除く)及び書面。 閲覧可能な書面は必要に応じた分のみ公表
	是正措置	なし

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見) なし (対処内容)
農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見) 遊休農地解消及び新規就農希望者の農地取得に寄与することが考えられ、また市外からの移住者増加に貢献できるため下限面積の引き下げ要望。 (対処内容) 農業委員会で審議し平成29年10月1日に空き家バンクに付随する農地の下限面積を0.1a以上とした。

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

農業委員会事務局での縦覧

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--